



平成 28 年 5 月 19 日

各位

会 社 名 北日本紡績株式会社  
代表者名 代表取締役社長 仲治 文雄  
(コード：3409 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役総務部長 西川 康一  
(TEL. 076-277-7530)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 93 回定時株主総会にて、定款の一部変更が承認されることを条件として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事の詳細につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社へ移行する目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものがあります。

#### 2. 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 93 回定時株主総会にて、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

#### 3. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものがあります。

② 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案 32 条の規定を新設するものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条(省略)</p> <p>第4条 (機関)当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条(省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (定員)当社の取締役は10名以内とする (新設)</p> <p>第20条(選任)取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第21条(取締役の任期)取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (役付取締役)取締役会はその決議により取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役会長、取締役副社長各1名、および専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (代表取締役)取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>第24条 (省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条(現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (定員)当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は10名以内とする。</p> <p>(2) <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>第20条(選任)取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>第21条(取締役の任期)取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (役付取締役)取締役会はその決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役会長、取締役副社長各1名、および専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (代表取締役)取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から代表取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 (取締役会の招集) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第25条 (取締役会の招集) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(2) 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(2) 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 (取締役会の決議方法) (省略)</p>	<p>第26条 (取締役会の決議方法) (現行どおり)</p>
<p>(2) 当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(2) 当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して会社に10年間保存する。</p>	<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印して会社に10年間保存する。</p>
<p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第29条～第30条(省略)</p>	<p>第29条～第30条(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第31条 (重要な業務執行の決定の委任) 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第32条 (取締役の責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>第33条 (監査等委員会の権限) 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第34条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査等委員前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第35条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、本定款の定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第31条 (定員) 当会社の監査役は4名以内とする。	(削除)
第32条 (選任) 監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
第33条 (任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
第34条 (常勤監査役) 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	(削除)
第35条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
第36条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
第37条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して会社に10年間保存する。	(削除)
第38条 (報酬等) 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会によって定める。	(削除)
第39条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款の定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
第40条～第46条(省略)	第36条～第42条(現行どおり)